

射水市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月19日

射水市長 夏野元志

射水市条例第10号

射水市介護保険条例の一部を改正する条例

射水市介護保険条例（平成17年射水市条例第155号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「令和3年度」を「令和6年度」に、「令和5年度」を「令和8年度」に改め、同項第1号中「33,300円」を「31,500円」に改め、同項第2号中「48,100円」を「45,000円」に改め、同項第3号中「51,800円」を「49,100円」に改め、同項第4号中「66,600円」を「67,500円」に改め、同項第5号中「74,000円」を「75,000円」に改め、同項第6号中「88,800円」を「90,000円」に改め、同号イ中「又は第11号イ」を「、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イ」に改め、同項第7号中「92,500円」を「93,700円」に改め、同号イ中「又は第11号イ」を「、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イ」に改め、同項第8号中「114,700円」を「108,700円」に改め、同号ア中「250万円」を「210万円」に改め、同号イ中「又は第11号イ」を「、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イ」に改め、同項第9号中「136,900円」を「116,200円」に改め、同号ア中「2

50万円」を「210万円」に、「290万円」を「250万円」に改め、同号イ中「又は第11号イ」を「、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イ」に改め、同項第10号中「140,600円」を「131,200円」に改め、同号ア中「290万円」を「250万円」に、「400万円」を「290万円」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イ」に改め、同項第11号中「144,300円」を「135,000円」に改め、同号ア中「400万円」を「290万円」に、「700万円」を「320万円」に改め、同号イ中「部分を除く。）」の次に「、次号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イ」を加え、同項第12号中「148,000円」を「165,000円」に改め、同号を同項第16号とし、同項第11号の次に次の4号を加える。

(12) 次のいずれかに該当する者 138,700円

ア 合計所得金額が320万円以上420万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。)

(13) 次のいずれかに該当する者 142,500円

ア 合計所得金額が420万円以上520万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分

による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ又は第15号イに該当する者を除く。）

(14) 次のいずれかに該当する者 150,000円

ア 合計所得金額が520万円以上620万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、又は次号イに該当する者を除く。）

(15) 次のいずれかに該当する者 157,500円

ア 合計所得金額が620万円以上720万円

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第3条第2項中「令和3年度」を「令和6年度」に、「令和5年度」を「令和8年度」に、「18,500円」を「18,700円」に改め、同条第3項中「令和3年度」を「令和6年度」に、「令和5年度」を「令和8年度」に、「18,500円」を「18,700円」に、「29,600円」を「30,000円」に改め、同条第4項中「令和3年度」を「令和6年度」に、「令和5年度」を「令和8年度」に、「18,500円」を「18,700円」に、「48,100円」を「48,700円」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

### (経過措置)

第2条 この条例による改正後の射水市介護保険条例第3条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。